

協議会設立の背景と取組

参考資料3

背景

- H27.6 **水防法改正** 浸水想定の対象洪水を想定最大規模に引き上げ
- H27.9 関東・東北豪雨 鬼怒川の堤防決壊、逃げ遅れ多数
- H27.12 **国土交通省「水防災意識社会 再構築ビジョン」** 直轄河川で水防災協議会設置
- H28.8 東北に台風上陸 岩手県管理河川が氾濫し、高齢者福祉施設で多く方が犠牲になる
- H29.1 **「水防災意識社会 再構築ビジョン」**の取組を中小河川にも拡大
- H29.2 賀茂地域大規模氾濫減災協議会を設立
- H29.6 **水防法改正** 大規模氾濫減災協議会制度を創設 (法定協議会へ移行)



取組強化

- H29.7 九州北部豪雨 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」 (透過型砂防堰堤、河道掘削、危機管理型水位計の整備)

加速

- H30.12 社会資本整備審議会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」 (「水防災意識社会」の再構築を充実・加速)
- H31.1 **「水防災意識社会」**の再構築に向けた緊急行動計画の改定
- R2.7 令和2年7月豪雨 熊本県管理河川が氾濫し、高齢者福祉施設で多く方が犠牲になる
- R3.7 **水防法改正** 水位周知河川・洪水予報河川以外の中小河川においても洪水浸水想定区域の指定拡大
市町から要配慮者利用施設に対し、避難確保計画及び避難訓練に関する助言・勧告できる制度を創設

【水防法 第15条の10 (都道府県大規模氾濫減災協議会)H29.6法改正】

都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。
(前条第3項:大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項について、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。)